



### 前照灯の早めの点灯とハイビームの活用

高知県の令和3年中の交通事故死者数は25人(前年比9人減)で、統計が残る昭和27年以降で最少でした。高齢者の死者数は21人(前年同比5人減)で全死者数の84%を占め、全国で最も高くなっています。このうち歩行中の高齢者の死者は7人と前年比で2人増加しており、7人中5人は夜間に事故にあっています。



まだまだ日の暮れが早いこの時期、夜間や薄暮時間帯における歩行中の交通事故が発生することが懸念されます。

### ■運転者のみなさんへ

道路横断中の歩行者との交通事故を防止するためには、歩行者に早く気づき対応することが重要となります。歩行者に早く気づき対応するためにも、車間距離を十分にとり、前照灯は早めに点灯しましょう。また、薄暮時から夜間に運転する際、先行車や対向車がない時は、ハイビーム(遠目)で走行しましょう。交通事故は一瞬の不注意で起きてしまいます。車を運転す

る方はもちろん、歩行者や自転車の方も交通ルールを守り、交通事故を起こさない、遭わないようにお願いします。(南国警察署 香南警察庁舎 高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110)

### 多発する特殊詐欺にご注意

全国的に特殊詐欺被害が後を絶ちませんが、昨年、高知県内での特殊詐欺被害は31件発生し、被害額は約4,265万円でした。一昨年と比べると件数、被害額共に減少しています。昨年は、警察官や銀行員、市役所職員等をかたる預貯金詐欺(キャッシュカードや通帳等

をだまし取る手口)の中でもコロナウイルス感染拡大防止を理由に自宅の郵便ポストにキャッシュカード等を入れておくよう指示される手口が非常に多く発生しました。◆安易に暗証番号を教えたり、キャッシュカード等を渡したりしないようにしましょう。身に覚えのない請求には応じず、不審な電話やハガキ、訪問があった場合はすぐに警察や身近な人に相談しましょう。例年1〜2月は確定申告期間と重なっていることから、還付金詐欺が多く発生しています。◆還付金があるからATMに行くように言われたら、詐欺です。(香南地区地域安全協議会 地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110)

### 市のうごき (R3.12.31現在) ( )は昨年同月対比

- 人口/33,187人 (男/16,092人 女/17,095人)
- 世帯/15,258戸
- 出生/17人 ■死亡/41人
- 転入/68人 ■転出/52人
- 対前月人口比/8人減

### 12月の火災・救急出動件数

- 火災 1件(1件減)
- 救急 140件(24件減)

一時的に孫と過ごす息子一家との日々。4月まで7人の大家族。夫婦二人だけのひっそりした環境がガラッと変わり、毎日大騒ぎ。孫3人が交代で泣いたりわめいたり。仕事をしても、背後で始まる喧嘩に気を取られ、当然仕事にならない。



赤ちゃんの時はみんな「かわいいね」で、にこにここと子どもに視線を向けるけれど、だんだんと大きくなり、お口が達者になると、大人の言うことにどんどん挑戦してくる。子育てって、ものすごく体力がいるんだ。と改めて思う。そういうえば自分の子育てのときも、毎日叫んでいて、時間のゆとりも心のゆとりもなかった。叱っているつもりが、実は感情

## 大家族

的に怒っているだけの自分に気づき、子どもたちの寝顔を見てあとで反省したりしたものだ。自分の時と重ね合わせてみると、今の子孫たちと、あまり変わりが無い。孫たちの様子を見ていると、ママの取り合い、物の取り合い、3

人の年齢は近く、お互いがライバルだから自分の言い分を譲らない。自分の子育てのときと比べると、ばあばという存在だから少し客観的に見ることができると、つい大きな声で「うさーい!」と叫んでいる。息子たち夫婦も毎日が子どもたちとの闘いの日々で疲れている。仕事をしながら子育てをしていくことは本当にエネルギーがいる。

だからこそ、じじばばがちょっとでも助けてあげなきゃ。2世代の同居ってうるさくてとても大変だと思えるけれど、子どもたちから笑顔をもらうこともたくさんある。憎たらしいけどかわいい。息子たち家族と一緒に暮らせているのだから、「これは幸せなことだ!今だけ、今だけ」と自分に言い聞かせる。もうすぐ5人目が誕生する。

ばあば奮闘中

※香南市にゆかりのある方に、「コラム」を書いてもらっコーナーです



新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活・暮らしを支援するため、対象世帯に一時金を支給します。◆詳細は香南市ホームページをご覧ください(2/7~専用窓口有り☎50-3028)までお問合せください

## 特別給付金が支給されます。

福祉事務所 ☎57-8509

### 令和3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- #### 給付金の対象となる方
- ①**市民税非課税世帯** / 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
※市民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
  - ②**家計急変世帯** / ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

- #### 申請手続き
- ①市民税非課税世帯については、手続きの案内(振込口座や支給要件等の確認書)を3月以降に対象世帯の方に送付予定です。
  - ②家計急変世帯については、申請方法やその時期について決まり次第、市ホームページや広報等でお知らせします。
- #### 申請期限
- 令和4年9月30日(金)

- #### 給付額
- 1世帯当たり10万円を1回に限り支給

- #### 支給方法
- 申請いただいた書類を審査後、確認書で指定された口座への振り込みを予定しています。

市民保険課 ☎57-8506

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか?

低所得の子育て世帯で、下記の内容に該当する方に給付金を支給します。まだ申請がお済みでない場合は、2月28日(月)までにお手続きをお願いします。

- #### 給付金の対象となる方
- ひとり親世帯** / 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護している方で、次の①または②のいずれかに該当する方(平成15年4月2日以降に生まれたお子さんが対象。障害のお子さんは平成13年4月2日以降)
  - ①公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない。
  - ②平成31年(令和元年)の収入が、児童扶養手当の所得制限額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
  - ※ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません
  - ひとり親世帯以外の世帯** / 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は20歳未満)を養育する方のうち、次の①または②のいずれかに該当する方
  - ①令和3年1月1日の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方
  - ②高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
  - ※ただし、ひとり親世帯分の給付金の支給をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません
- #### 給付額
- 児童1人当たり一律5万円  
※この給付金の申請受付は各支所では行いませんので、市民保険課窓口で直接または郵送でご提出ください
- #### 申請期限
- 令和4年2月28日(月)  
※詳細は香南市ホームページをご確認いただくか、市民保険課までお問合せください

